

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

(共同参画社会推進課)

○有害図書類の指定
○生活保護法による医療機関の指定
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出
○生活保護法による指定介護機関の指定
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出
○生活保護法による指定医療機関の再開の届出
○生活保護法による施術者の指定
○生活保護法に基づく指定施術者の変更の届出

○生活保護法に基づく指定居宅サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

○公聴会の開催

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

○公聴会の開催

(震災廃棄物対策課)
(都市計画課)

二二
三三

告 示

○開発行為に関する工事の完了
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(建築宅地課)
(教育庁高校教育課)

一一
三三

○宮城県告示第八百八十二号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	miniベリィ 2012 vol.5	(株)秋水社
二	雑 誌	PINKY恋愛宣言 2012 Vol.15	(株)秋水社
三	雑 誌	黄金のGT 12月号	(株)晋遊舎
四	雑 誌	BLACKBOX 2012 12月号 VO L.73	マイウェイ出版(株)
五	雑 誌	エキサイティングマックス! 2012 12月号	(株)ぶんか社
六	雑 誌	無敵恋愛エス ガール 2012 12月号	(株)ぶんか社
七	雑 誌	サムライイーエルオー 2012 12月号	インフォレストパブリッシング(株)
八	雑 誌	実話ナツクルズ 12月号	ミリオン出版(株)
九	雑 誌	04877・12	(株)少年画報社
十	雑 誌	美人OL復讐のオフィス 〈ハメられたオレ編〉	(株)セブン新社
十一	雑 誌	増刊大衆 11月27日号	(株)双葉社

十二	雑誌	aya 2012 11月号	株式会社宙出版
十三	雑誌	恋愛Revolutionラブレボ 2012 12月号	株式会社宙出版
十四	雑誌	恋愛白書パステル 2012 12月号	株式会社宙出版
十五	雑誌	裏モノ JAPAN 2012 12月号	株式会社鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が、一から十四までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十五の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さの整形外科クリニック	大崎市古川駅東三丁目四・二十四	平成二十四年十月一日
コソコソクリニック多賀城整形外科	多賀城市高橋四丁目二一・五	平成二十四年十一月一日
たけのこ歯科クリニック	名取市上余田字千刈田二百八十五・一	平成二十四年十一月一日
つくりこまデンタルクリニック	栗原市栗駒岩ヶ崎下町裏百十九・三	平成二十四年十一月一日
みどり薬局刈田病院前店	白石市福岡蔵本秋野沢二十六・一	平成二十三年三月一日
トミザワ薬局利府店	宮城郡利府町沢乙東二・六	平成二十四年九月十日
クローバー調剤薬局	多賀城市笠神四丁目六・十七	平成二十四年十月一日

カワチ薬局石巻西店	石巻市蛇田字新大坪二百十五・一	平成二十四年十月一日
クオール薬局しおがま店	塩竈市本町三・十九	平成二十四年十月一日

○宮城県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ファンシー薬局	宮城郡利府町沢乙東一・十二	平成二十四年九月九日
ネクサス薬局しおがま店	塩竈市本町七十八・一	平成二十四年九月三十日
クローバー調剤薬局	多賀城市笠神四丁目六・十七	平成二十四年九月三十日

○宮城県告示第八百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
大崎調剤薬局美里店	遠田郡美里町字素山町十九・六	有限会社健康堂薬局	大崎市古川駅前大通二丁目二番十号	平成二十四年七月二日
アイセイ薬局岩出山店	大崎市岩出山下川原町八十四・三十一	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目二番二号	平成二十四年九月二日
熱海医院	遠田郡美里町字素山町十八番地一	医療法人章眞会熱海医院	遠田郡美里町字素山町十八番一	平成二十四年六月二日

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
岩協センター事業団多賀城地域福祉事業所たんぼの家	多賀城市高崎一・五・七	企業組合労働センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一番二号光文社ビル六F	平成二十四年十月一日
株式会社志鷲アイサービス絆	岩沼市下野郷字北谷地二百三十八番一	株式会社志鷲	仙台市太白区中田五丁目十三番六十五号	平成二十四年五月十五日
しんせん長春館デイサービスセンター	岩沼市中央三丁目七・十六	医療法人社団森川内科医院	岩沼市中央二丁目五・三十	平成二十四年一月一日
デイサービスさぬま梅の木パーク	登米市迫町佐沼字梅の木二・四・三	株式会社豊蔵コーポレーション	登米市迫町佐沼字梅の木二・四・三	平成二十四年十月一日
八幡デイサービスセンター	栗原市栗駒八幡清水沢六十一・一	社会福祉法人栗駒峰寿会	栗原市栗駒岩ヶ崎三島二百五十五番地	平成二十四年十月一日
株式会社リツワリつわフローラル	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	株式会社リツワ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	平成二十四年十月一日

三 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社ふれあい	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目六・八	有限会社ふれあい	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目六・八	平成二十四年十一月一日

四 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム百才館	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	社会福祉法人永楽会	黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	平成二十四年七月一日
特別養護老人ホーム第一百才館	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	社会福祉法人永楽会	黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	平成二十四年七月一日

五 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
福祉用具のえにし	気仙沼市中みなと町百十二番地二気仙沼鹿折復幸マ ルシェC棟二〇四号	株式会社えにし	気仙沼市中みなと町百三十五番地五	平成二十四年十月一日

六 小規模多機能型居宅介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
杜の家いちい	黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目十番十五・一号	医療法人社団清山会	仙台市泉区松森字下町八番地の一	平成二十四年五月十五日
J A 栗つこ小規模多機能ホーム	栗原市金成沢辺木戸口五十番地	栗つこ農業協同組合	栗原市志波姫堀口見渡二番地一	平成二十四年九月十五日

七 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
にこライフケアセンター	名取市増田六丁目五・二十四	合同会社にこライフケアセ ンター	名取市増田六丁目五・二十四	平成二十四年九月二日
財団法人宮城厚生協会つくし在宅 ケアセンター	多賀城市笠神一・八・二十八	財団法人宮城厚生協会	多賀城市下馬二・十三・七	平成二十四年十月二日

八 地域密着型介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム百才館	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	社会福祉法人永楽会	黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	平成二十四年七月二日
特別養護老人ホーム第二百才館	大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	社会福祉法人永楽会	黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	平成二十四年七月二日

九 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社ふれあい	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目六・八	有限会社ふれあい	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目六・八	平成二十四年十一月一日

十 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社ふれあい	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目六・八	有限会社ふれあい	登米市迫町佐沼字梅ノ木二丁目六・八	平成二十四年十一月一日

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙塩訪問看護ステーション	多賀城市桜木二丁目一番一号	医療法人實樹会	多賀城市桜木一・一・一	平成二十四年八月二日

十一 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町字矢越三百四十・一	有限会社みやぎ保健企画	仙台市太白区長町四丁目三・二十六	平成二十四年九月二日
つばさ薬局こた店	遠田郡美里町北浦字新原十六・二	有限会社みやぎ保健企画	仙台市太白区長町四丁目三・二十六	平成二十四年九月二日
大崎調剤薬局美里店	遠田郡美里町字素山町十九・六	有限会社健康堂薬局	大崎市古川駅前大通一丁目一番十号	平成二十四年七月二日
アイセイ薬局岩出山店	大崎市岩出山字下川原町八十四・三十一	株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目一番二号	平成二十四年九月二日
熱海医院	遠田郡美里町字素山町十八番地一	医療法人章眞会熱海医院	遠田郡美里町字素山町十八番一	平成二十四年六月二日

十二 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社志鷺デイサービス絆	岩沼市下野郷字北谷地二百三十八番一	株式会社志鷺	仙台市太白区中田五丁目十三番六十五号	平成二十四年五月十五日
タしんせん長春館デイサービスセンター	岩沼市中央三丁目七・十六	医療法人社団森川内科医院	岩沼市中央二丁目五・三十	平成二十四年一月二日

十三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
労協センター事業団多賀城地域福祉事業所たんぼの家	多賀城市高崎一・五・七	企業組合労働センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一番二号光文社ビル六F	平成二十四年十月二日
株式会社志鷺デイサービス絆	岩沼市下野郷字北谷地二百三十八番地二	株式会社志鷺	仙台市太白区中田五丁目十三番六十五号	平成二十四年五月十五日
タしんせん長春館デイサービスセンター	岩沼市中央三丁目七・十六	医療法人社団森川内科医院	岩沼市中央二丁目五・三十	平成二十四年一月二日
デイサービスさぬま梅の木パーク	登米市迫町佐沼字梅の木二・四・三	株式会社豊蔵コーポレーション	登米市迫町佐沼字梅の木二・四・三	平成二十四年十月二日

十九 介護予防支援

福祉用具のえにし	気仙沼市中みなと町百十一番地二(気仙沼鹿折復興マルシェC棟二〇四号)	株式会社えにし	気仙沼市中みなと町百三十五番地五	平成二十四年十月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
登米市東和・登米地域包括支援センター	登米市東和町米川字六反五十五・一	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十四年四月二日

○宮城県告示第八百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
セントケア石巻東	石巻市新成二丁目一番地七サンプレス新成一〇三号	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成二十四年十一月一日
新	石巻市垂水町二丁目六・六			
旧	塩釜市新浜町一・十四・八サンハウス新浜一〇一	アサヒサンクリーン株式会社	静岡県静岡市葵区栄町四・十静岡栄町ビル五階	平成二十三年四月一日
新	塩釜市錦町七・三ジュウケンビルF			
旧	多賀城市笠神四・五・二十七板橋アパート	財団法人宮城厚生協会	多賀城市下馬二丁目十三番七号	平成二十四年十月一日
新	多賀城市笠神一・八・二十八			
財団法人宮城厚生協会つくしヘルパーステーション				

○宮城県告示第八百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

熱海病院	遠田郡美里町字素山町十八	医療法人草真会	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成二十四年五月三十一日
事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日

○宮城県告示第八百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり再開した旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	再開年月日
セントケア石巻東	石巻市垂水町一丁目六・六	セントケア宮城株式会社	訪問介護 介護予防訪問介護	平成二十四年十一月一日

○宮城県告示第八百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施術所の所在地	指定年月日
白岩八州太 （なんこう整骨院）	遠田郡美里町木間塚字高田一	平成二十四年十月二十二日
藤巻 剛 （あおぞら整骨院）	白石市福岡長袋字上河原四十・四	平成二十四年十月二十九日

○宮城県告示第八百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称・所在地	変更年月日
菅原 隆史	はとば接骨院 石巻市流留字浜田中樋四・一	平成二十四年十月一日
変更前		
変更後	うみかぜ接骨院 石巻市貞山一・九・二十五	

○宮城県告示第八百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二六〇〇七五八	事業所の名称及び所在地 ありすけあ 宮城県七ヶ浜町湊浜一丁目 四番地の四	事業者の名称又は氏名 株式会社千代興業	指定年月日 平成二十四年 九月一日
〇四七〇八〇〇三八四	訪問介護ステーション暖暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番十七号	有限会社ミツイ設計	平成二十四年 十月十五日

二 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇八九三	事業所の名称及び所在地 長根山デイサービスセン ター 気仙沼市本吉町宮内四十四 番地二十三	事業者の名称又は氏名 株式会社介援隊	指定年月日 平成二十四年 九月一日
〇四七二二〇二二一〇	大錦デイサービス 登米市迫町佐沼字錦百八十 五番地	合同会社サーパス	平成二十四年 九月一日
〇四七一四〇〇六五五	るきな会デイサービス 東松島市赤井字関の内四号 二百三十二番地	株式会社憩いのお家ケア サービス	平成二十四年 九月一日
〇四七二二〇二一三六	ユースポ大原原デイサービ ス 柴田郡大原町新桜町一番 地十	株式会社ユースポーツラ イフ	平成二十四年 九月一日
〇四七〇二〇二二九二	デイサービスとやけの空 石巻市南境字妙見十九	株式会社とやけの森	平成二十四年 十月一日
〇四七〇九〇〇五九八	リハビリ型デイサービスリ ハトレーション 多賀城市八幡四丁目七番五 十号 八幡ハイツ一階	リハトレーション株式会 社	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二二八	デイサービス さぬま梅ノ 木パーク 登米市迫町佐沼字梅ノ木二 丁目四番地三	株式会社豊蔵コーポレー ション	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二五八〇	八幡デイサービスセンター 栗原市栗駒八幡清水沢六十	社会福祉法人栗駒峰寿会	平成二十四年 十月一日

一番一

〇四七二二〇二二五八〇	リつわフローラル 栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町四 十三番地	株式会社リツワ	平成二十四年 十月一日
〇四七二七〇一〇七七	デイサービスけあふる大和 黒川郡大和町落合檜和田字 西原十七番地	有限会社ケアオフィス	平成二十四年 十月一日

三 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇二二八四	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームつつじ の郷 石巻市蛇田字小斎九番地三	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人つつじ会	指定年月日 平成二十四年 九月一日
〇四七二二〇〇一八九	特別養護老人ホームさおう の杜 刈田郡蔵王町大字曲竹字田 中四十八番地一	社会福祉法人桃寿会	平成二十四年 九月十五日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇九一九	事業所の名称及び所在地 福祉用具のえにし 気仙沼市中みなと町百十二 番地二 気仙沼鹿折復幸マル シエC棟二〇四号	事業者の名称又は氏名 株式会社えにし	指定年月日 平成二十四年 十月一日
-------------------------	--	-----------------------	-------------------------

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇九一九	事業所の名称及び所在地 福祉用具のえにし 気仙沼市中みなと町百十二 番地二 気仙沼鹿折復幸マル シエC棟二〇四号	事業者の名称又は氏名 株式会社えにし	指定年月日 平成二十四年 十月一日
-------------------------	--	-----------------------	-------------------------

〇宮城県告示第八百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七〇五〇〇九〇一	居宅介護支援事業所山田大 名の里 気仙沼市本吉町宮内四十四 番地二十三	株式会社介護援隊	平成二十四年 九月一日
〇四七〇七〇〇八四〇	有限会社よつば介護サービ ス 名取市大手町五丁目十番地 の五	有限会社よつば介護サー ビス	平成二十四年 九月一日
〇四七〇七〇〇八五七	にこライフケアセンター 名取市増田六丁目五番二十 四号	合同会社にこライフケア センター	平成二十四年 九月一日
〇四七〇八〇〇三六八	おやまデイサービスセン ター 角田市尾山字荒町六十五番 地一	株式会社介護サポート	平成二十四年 九月一日
〇四七〇九〇〇五八〇	財団法人宮城厚生協会つく し在宅ケアセンター 多賀城市笠神一丁目八番二 十八号	財団法人宮城厚生協会	平成二十四年 十月一日
〇四七一一七〇〇六五七	和泉介護サービス・七ツ森 黒川郡富谷町ひより台一丁 目三十八番九号シャイニー ひより台一〇一号	株式会社和泉介護サービ ス	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二三六	介護支援センター錦 登米市迫町佐沼字東佐沼三 十四番地一	社会福祉法人あすなろ	平成二十四年 十月十五日

〇宮城県告示第八百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業
者として、次のとおり指定した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二一六〇〇七五八	ありすけあ 宮城郡七ヶ浜町湊浜一丁目 四番地の四	株式会社千代興業	平成二十四年 九月一日
〇四七〇八〇〇三八四	訪問介護ステーション暖 角田市横倉字卯ノ崎九十四	有限会社ミツイ設計	平成二十四年 十月十五日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇〇八八五	ポブラの木 気仙沼市田中前一丁目二番 地七	特定非営利活動法人Tr eeSeed	平成二十四年 九月一日
〇四七〇五〇〇八九三	長根山デイサービスセン ター 気仙沼市本吉町宮内四十四 番地二十三	株式会社介護援隊	平成二十四年 九月一日
〇四七二二〇二二二〇	大錦デイサービス 登米市迫町佐沼字錦百八十 五番地	合同会社サーパス	平成二十四年 九月一日
〇四七一四〇〇六五五	るきな会デイサービス 東松島市赤井字関の内四号 二百三十二番地	株式会社憩いのお家ケア サービス	平成二十四年 九月一日
〇四七二二〇二一三六	ユースポ大原原デイサービ ス 柴田郡大河原町新桜町一番 地十	株式会社ユースポーツラ イフ	平成二十四年 九月一日
〇四七二二〇二二九二	デイサービスとやけの空 石巻市南境字妙見十九	株式会社とやけの森	平成二十四年 十月一日
〇四七〇九〇〇五九八	リハビリ型デイサービスリ ハトレーション 多賀城市八幡四丁目七番五 十号 八幡ハイツ一階	リハトレーション株式会 社	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二二八	デイサービス さぬま梅ノ 木パーク 登米市迫町佐沼字梅ノ木二 丁目四番地三	株式会社豊蔵コーポレ ーション	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二五八〇	八幡デイサービスセンター 栗原市栗駒八幡清水沢六十 一番一	社会福祉法人栗駒峰寿会	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二五九八	りつわフロール 栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町四 十三番地	株式会社リツワ	平成二十四年 十月一日
〇四七二二〇二二七七	デイサービスけあふる大和 黒川郡大和町落合檜和田字 西原十七番地	有限会社ケアオフィス	平成二十四年 十月一日

三 介護予防短期入所生活介護

番十七号

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇二二八四	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームつじの郷 石巻市蛇田字小斎九番地三	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人つじ会	指定年月日 平成二十四年九月一日
〇四七二二〇〇一八九	特別養護老人ホームざおの杜 刈田郡蔵王町大字曲竹字田中四十八番地一	社会福祉法人桃寿会	平成二十四年九月十五日

四 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇九一九	事業所の名称及び所在地 福祉用具のえにし 気仙沼市中みなと町百十二番地二 気仙沼鹿折復興マルシエC棟二〇四号	事業者の名称又は氏名 株式会社えにし	指定年月日 平成二十四年十月一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------

五 介護予防特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇九一九	事業所の名称及び所在地 福祉用具のえにし 気仙沼市中みなと町百十二番地二 気仙沼鹿折復興マルシエC棟二〇四号	事業者の名称又は氏名 株式会社えにし	指定年月日 平成二十四年十月一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------

〇宮城県告示第八百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二一四〇〇四四九	事業所の名称及び所在地 訪問介護事業所梅香園 巨理郡山元町山寺字白川七十一番地	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人静和会	廃止年月日 平成二十四年九月一日
--------------------------	---	-------------------------	---------------------

二 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇三八四	事業所の名称及び所在地 和泉デイサービスセンター 黒川郡大和町落合檜和田字西原十七番地	事業者の名称又は氏名 株式会社和泉介護サービス	廃止年月日 平成二十四年九月三十日
-------------------------	---	----------------------------	----------------------

三 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二四〇〇四五六	事業所の名称及び所在地 特定入居施設梅香園 巨理郡山元町山寺字白川七十一番地	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人静和会	廃止年月日 平成二十四年九月一日
-------------------------	--	-------------------------	---------------------

〇宮城県告示第八百九十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十一条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四一一五一〇〇七六	事業所の名称及び所在地 財団法人佐藤病院居宅介護支援事業所 大崎市古川中里一・三・十八	事業者の名称又は氏名 財団法人佐藤病院	廃止年月日 平成二十四年九月十日
〇四七〇九〇〇二八三	財団法人宮城厚生協会 かぜヘルパーステーション 多賀城市笠神四丁目五番二一十七号板橋アパート	財団法人宮城厚生協会	平成二十四年九月三十日
〇四七二七〇〇三八四	和泉デイサービスセンター 黒川郡大和町落合檜和田字西原十七番地	株式会社和泉介護サービス	平成二十四年九月三十日
〇四七二七〇〇七四九	ツクイ富谷ひより台 黒川郡富谷町ひより台二丁目三五番三三号	株式会社ツクイ	平成二十四年十月三十一日

〇宮城県告示第八百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十四年十一月二十日

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二四〇〇四四九	事業所の名称及び所在地 訪問介護事業所梅香園 巨理郡山元町山寺字白川七 十一番地	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人静和会	廃止年月日 平成二十四年 九月一日
-------------------------	---	-------------------------	-------------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇三八四	事業所の名称及び所在地 和泉デイサービスセンター 黒川郡大和町落合檜和田字 西原十七番地	事業者の名称又は氏名 株式会社和泉介護サービ ス	廃止年月日 平成二十四年 九月三十日
-------------------------	---	--------------------------------	--------------------------

三 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二四〇〇四五六	事業所の名称及び所在地 特定入居施設梅香園 巨理郡山元町山寺字白川七 十一番地	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人静和会	廃止年月日 平成二十四年 九月一日
-------------------------	--	-------------------------	-------------------------

〇宮城県告示第八百九十七号
障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サー
ビス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により
告示する。
平成二十四年十一月二十日

事業所番号 〇四二一四〇〇一三八	事業所の名称及び 所在地 特別養護老人ホーム 不老園 東松島市大塚字長浜 二百六十九番地	廃止した指定障害 福祉サービスの種類 福祉サービスの種類	設置者名 社会福祉法人 やすらぎ会	廃止年月日 平成二十四年 九月三十日
---------------------	---	------------------------------------	-------------------------	--------------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第八百九十八号
県宮宮崎北部地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の
規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用す
る同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事
に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第
八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った
日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの
訴えを提起することができる。
平成二十四年十一月二十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
二 縦覧期間
平成二十四年十一月二十日から平成二十四年十二月十九日まで
三 縦覧場所
加美町役場

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十四年十一月二十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理(東京都搬出その4)業務委託
コンテナ三千七百四十八基 一万六千九百トン

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十四年九月二十四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人東京都環境公社 東京都墨田区
江東橋四丁目二十六番五号

五 契約金額 十二フィートコンテナ一基当たり五万八千円及び五万二千元 一トン当たり五万五千
円、三万四千円及び三万七千円 コンテナ使用料一式三千九百六十万円 管理費一式九百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第一号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公聴会の日時及び場所	宮城県知事 村 井 嘉 浩
日 時	平成二十四年十一月四日（火）午後七時から
場 所	宮城県利府町利府字新並松四番地 利府町役場 二階会議室

二 件名
仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述申出者」という。）は、利府町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業（法人にあつては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係）を記載した書面（以下「公述申出書」という。）により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十四年十一月二十七日（火）までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に係らないとき又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入を予定する地区のうち、次の地区について、市街化区域に編入するものである。

市 町 名	地 区 名	面 積 (ha)
利府町	新中道	三〇・三

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三・三三三四）又は利府町企画課（電話〇二二・七六七・二二二三）に行うこと。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県七ヶ浜町花洲浜字上山十三番二、二十九番二及び二十八番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮城県七ヶ浜町花洲浜字浜沼二十八番地の十
内海 清太郎
内海 成郎

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百八十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十五年一月十日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十五年三

月 八千キロットル 平成二十五年六月
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年十二月七日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 荻野 智志 電話〇二二・二二一・三六二一）

2 入札説明書の交付期限

平成二十四年十二月七日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月七日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十四年十一月十日午前九時から平成二十四年十一月十七日午後五時まで
 (二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十四年十一月十七日午後五時まで
 ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
 平成二十四年十二月十八日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者
 2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号）による。
 3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 180 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : January 10, 2013

3 Place of Delivery : Miyajimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 17, 2012, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL : 022-211-3621